令和２年４月１０日

保護者　様

春日部市立桜川小学校長

臨時休業中の登校日について

標記の件につきまして、春日部市教育委員会からの指示により、臨時休業中における登校日を下記のとおり行います。ご理解、ご協力くださいますようお願いします。

記

１　登校日について

（１）登校方法

地区ごと（便宜上Ａ、Ｂ、Ｃグループに分けました）の通学班による分散登校

（２）日時

Ａグループ　４月１４日(火)

登校する地区（桜台１区、桜台２区、正風タウン、南桜井自治会、殖産住宅、駅前南地区、新生１～５、尾ヶ崎団地）

Ｂグループ　４月１５日(水)

登校する地区（新宿新田Ｂ、西１、西２Ａ・Ｂ、西３）

Ｃグループ　４月１６日（木）

登校する地区（東１、東２、東３、東４、東５、子供の町Ａ、子供の町Ｂ、新宿新田Ａ、学区外、グリーンホーム）です。

※いずれも、時間はいつもの通学班での登校時刻～９：３０．各児童の登校回数は上記の通り、指定した１回です。

（３）内容‥‥教科書の配布、学習課題の配布、休業中の過ごし方について

２　備考

（１）換気、手洗い、手指消毒をこまめに行います。暖かい服装で登校させてください。

（２）マスクを着用して登校させてください。

（３）必ず、登校前の検温・健康観察記録簿への記入、担任への提出をお願いします。

（４）登校が困難な場合には、学校と地区役員（または連絡員）へお知らせください。また、保護者の方は登校日当日、書類等の提出、配付物の引き取りをお願いします。

（５）持ち物については、次のメールで配信します。また、本文や持ち物については学校ホームページにも掲載します。